

第十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十六号

昭和二十八年七月十七日(金曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 大村 清一君 理事 高橋 等君

理事 上林 與市郎君 江藤 夏雄君

永田 良吉君 長野 長廣君

平井 義一君 船田 中君

牧野 寛素君 高瀬 傳君

栗山 博君 神近 市子君

中村 高一君 堤 ツルヨ君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

出席政府委員

内閣官房副長官 江口美登留君

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

總理府事務官(南 石井 通則君

方連絡事務局長)

行政管理庁次長 大野木克彦君

委員外の出席者

専門員 龜封川 浩君

専門員 小関 紹夫君

七月十六日

委員長 谷川保君 辭任につき、その補

欠として 帆足計君が議長の指名で委

員に選任された。

同月十七日

委員 西村 榮一君 辭任につき、その補

欠として 堤 ツルヨ君が議長の指名で

委員に選任された。

七月十五日

元南西諸島官公署職員等の身分、恩

給等の特別措置に関する法律案(内

閣提出第一六二号)

第一類第一号 内閣委員会議録第十六号 昭和二十八年七月十七日

閣提出第一六二号)

同日

軍人恩給復活に関する請願(小高 薫

郎君紹介)(第三九〇六号)

同(三和精一君紹介)(第三九八九

号)

同(夏堀源三郎君紹介)(第三九九

〇号)

同(木村武雄君紹介)(第四〇四〇

号)

同外二件(牧野寛素君紹介)(第四

〇四一号)

同(福井勇君紹介)(第四〇四二

号)

同外三件(黒金泰美君紹介)(第四

〇四三三号)

同外一件(佐瀬昌三君紹介)(第四

〇四四号)

同(田淵光一君紹介)(第四二六四

号)

同外三件(黒金泰美君紹介)(第四

三三八号)

同(坊秀男君紹介)(第四三三九

号)

同(坊秀男君紹介)(第四三三九

号)

職傷病者の増加恩給復活に関する請

願(小金義照君紹介)(第四二六五

号)

結核職病者の恩給項症基準引上げの

請願(内藤友明君紹介)(第四四三

五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

恩給法の一部を改正する法律案の一

部修正に関する陳情書(静岡県自治

体公安委員会連絡協議会長杉浦祐

(第八三五号)

同(東京都特別区公安委員長橋本寛

敏)(第八七五号)

四一七四号)

職傷病者の増加恩給復活に関する請

願(小金義照君紹介)(第四二六五

号)

結核職病者の恩給項症基準引上げの

請願(内藤友明君紹介)(第四四三

五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十五日

恩給法の一部を改正する法律案の一

部修正に関する陳情書(静岡県自治

体公安委員会連絡協議会長杉浦祐

(第八三五号)

同(東京都特別区公安委員長橋本寛

敏)(第八七五号)

軍人恩給の復活に関する陳情書(仙

台市宮城県庁内宮城県連合遺族会

会長高橋進太郎)(第八七六号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

恩給法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一三三三号)

昭和二十七年十月三十一日以前に給

与事由の生じた恩給等の年額の改定

に関する法律案(内閣提出第一三五

号)

元南西諸島官公署職員等の身分、恩

給等の特別措置に関する法律案(内

閣提出第一六二号)

〇 稲村委員長 これより開会いたし

す。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩

給等の特別措置に関する法律案を議題

とし、その趣旨の説明を求めます。江

口官房副長官。

元南西諸島官公署職員等の身分、

恩給等の特別措置に関する法律案

元南西諸島官公署職員等の身

分、恩給等の特別措置に関する

法律

口官房副長官。

元南西諸島官公署職員等の身分、

恩給等の特別措置に関する法律案

元南西諸島官公署職員等の身

分、恩給等の特別措置に関する

法律

(目的)

第一条 この法律は、元南西諸島官

公署職員等の身分、恩給、退職手

当、死亡賜金等に関して特別の措

置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各

号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

一 南西諸島 北緯二十九度以南

の南西諸島(琉球諸島及び大東

諸島を含む)をいう。

二 元南西諸島官公署職員 昭和

二十一年一月二十八日において

南西諸島にあつた国又は地方公

共団体の機関(元陸軍又は海軍

の機関を除く)に所属していた

職員をいう。但し、市町村に所

属していた職員(市町村立の学

校、幼稚園又は図書館に勤務し

判任官以上の待遇を受けていた

者を除く)、氣象官署に所属し

ていた職員その他政令で定める

職員を除く。

三 琉球諸島民政府職員 昭和二

十一年一月二十九日以後にお

いて南西諸島にあつた琉球政府

(これにその事務を引き継がれ

た機関及び将来その事務を引き

継ぐ機関で政令で定めるものを

含む)に所属する職員をいう。

但し、その就任について選挙に

よることを必要とする職員、常

時勤務することを要しない職員

た機関及び将来その事務を引き

継ぐ機関で政令で定めるものを

含む)に所属する職員をいう。

但し、その就任について選挙に

よることを必要とする職員、常

時勤務することを要しない職員

その他政令で定める職員を除

く。

四 本邦官公署職員 国又は地方

公共団体の機関に所属する職員

(公共企業体等労働関係法(昭

和二十三年法律第二百五十七

号)第二条第一項第一号に掲げ

る公共企業体又は政令で定める

公団若しくは公庫の役員を含

む)をいう。

(元南西諸島官公署職員の退職)

第三条 元南西諸島官公署職員は、

この法律に別段の定がある場合を

除く外、昭和二十一年一月二十八

日において退職したものとす。

(恩給に関する法令の適用)

第四条 恩給法の一部を改正する法

律(昭和二十一年法律第三十一

号)による改正前の恩給法(大正

十二年法律第四十八号。以下本項

において「改正前の恩給法」とい

う。第十九条に規定する公務員

又は公務員に準すべき者として在

職していた元南西諸島官公署職員

が、引き続き政令で定める琉球諸

島民政府職員となつた場合にお

いては、政令で定めるところによ

り、その琉球諸島民政府職員を改

正前の恩給法第二十条に規定する

法律

元南西諸島官公署職員等の身分、

恩給等の特別措置に関する法律案

元南西諸島官公署職員等の身

分、恩給等の特別措置に関する

文官又は准文官として勤続する者とみなし(改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政府職員として勤務する場合にあつては、これを同条に規定する警察監獄職員として勤務する者とみなし)、その者についてこれに恩給に関する法令の規定(実在職年に附すべき加算年、勤続在職年について加給及び納金に関する部分の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定により琉球諸島民政府職員に普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに昭和二十一年一月二十八日以前の在職年で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項に規定する教育職員としての勤続在職年十七年以上は同法第六十三条に規定する警察監獄職員としての勤続在職年十二年以上のものを含むときは、それぞれ、当該勤続在職年から勤続在職年十七年又は十二年を控除した残りの勤続在職年一年について、これらの規定により加給するものとする。

3 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給(昭和二十三年七月一日以後においては、当該俸給の額は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改定に關し定めた法令の規定による俵

定俸給の額とする。)を受けていたものとみなす。

4 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、引き続き本邦官公署職員となつた場合における恩給に関する法令の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用) 第五条 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の規定は、同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されてきた場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは、昭和二十一年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合を除く外、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、その者を同条に規定する職員として在職した者とみなし、又、昭和二十一年七月一日以後その者が退職し、又は死亡した場合において、その退職又は死亡の日において退職し、又は死亡した本邦の官署に勤務する職員について適用されていた国家公務員に対する退職手当の支給に関する法令の規定がその者に適用されていたとしたときに、当該法令の規定による退職手当を受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる退職手当を当該法令の規定による給付とみなして、その者につ

いて昭和二十一年七月一日以後給付事由を生ずる退職手当から適用する。但し、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四条から第六条まで(第四条中傷、疾病又は死亡に因る退職に係る退職手当に関する部分を除く。)第九条及び第十条の規定は、この限りでない。

2 前項の場合において、その者の退職又は死亡に因り支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額額は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額額を基礎とし、政令で定めるところにより、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給与の措置に關し定めた法令の規定を準用して改定した後の俸給月額とする。

3 元南西諸島官公署職員のうち政令で定める元沖縄県及び鹿児島県の職員については、前二項に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、退職手当を支給することができる。

(在職年の通算の辞退) 第六条 第四條第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、普通恩給についての「最短期間(以下本条において「最短期間」という。)に達した場合において、その者がその後第四條第一項の規定による在職年の通算を辞退すべき旨を申し出たときは、恩給に関する法令の規定の適用については、左の各号に掲げる區別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。

1 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短期間年限に達している場合にあつては、同日二 昭和二十一年一月二十九日以後において最短期間年限に達した場合にあつては、その最短期間年限に達した日

2 前項の規定による申出は、この法律の施行の日においてすでに最短期間年限に達している場合にあつてはこの法律の施行の日から六月以内に、その他の場合にあつては最短期間年限に達した日から六月以内に、内閣総理大臣に対してしなければならない。但し、元沖縄県以外の都道府県の知事の裁定すべき恩給に係る場合にあつては、当該都道府県の知事に対してしなければならない。

3 第一項の規定により退職したものとみなされる者は、前条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。

(死亡賜金に関する法令の適用) 第七条 官吏又は待遇官吏として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政府職員として在職中、昭和二十八年七月三十一日以前において死亡したときは、その死亡の日まで引き続き官吏又は待遇官吏として在職していたものとみなして、その者について従前の死亡賜金に関する法令の規定を適用する。但し、その死亡前に、前条第一項の規定により退職したものとみなされる場合は、この限りでない。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合における死亡賜金の額の計算の基礎となる俸給月額額について準用する。

(引き続き他の職員として勤続するものとみなす場合) 第八条 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に琉球諸島民政府職員となつた場合においては、第四条、第五条又は前条の規定の適用については、引き続き琉球諸島民政府職員として勤続するものとみなす。

2 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

3 第四條第一項又は第五條第一項の規定により恩給に関する法令又は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、その退職後(第六条の規定により退職とみなされる場合を除く。)三十日(この法律の施行前に退職した場合にあつては、九十日)以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、その退職の日の翌日から引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

第九條 昭和二十九年九月二日から引き続き海外にあつて昭和二十一年

1 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短期間年限に達している場合にあつては、同日二 昭和二十一年一月二十九日以後において最短期間年限に達した場合にあつては、その最短期間年限に達した日

第九條 昭和二十九年九月二日から引き続き海外にあつて昭和二十一年

一月二十八日まで帰国しなかつた元南西諸島官公署職員（以下「未帰還職員」という。）については、第三条の規定は、適用しない。

2 昭和二十八年七月三十一日まで帰国した未帰還職員は、その帰国の日から九十日以内に琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた場合にあつては、その琉球諸島民政府職員又は本邦官公署職員となつた日の前日まで元南西諸島官公署職員として有していた身分を失わなかつたものとし、その他の場合にあつては、その帰国の日から三十日を経過した日において退職したものとす。

3 昭和二十八年七月三十一日まで帰国しなかつた未帰還職員は、恩給法の規定の適用を受ける者にあつては、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第...号）附則第二十七條の規定により退職したものとなされる日又は死亡した日において、その他の者にあつては、恩給法の規定の適用を受ける者の例に準じ政令で定める日において退職したものとす。

4 元沖繩県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、本邦官公署職員の例に準じ政令で定めるところにより、俸給その他の給与及び退職手当を支給する。

（疎開学童担当教育関係職員）

第十條 元沖繩県の疎開学童の教育を担当するため他県の教育関係職員に転じ昭和二十一年一月二十九

日から同年十二月三十一日までの間において南西諸島に復歸した元沖繩県の教育関係職員が、その復歸の日から九十日以内に政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合において、まだ当該他県の教育関係職員の職を退いていないときは、その琉球諸島民政府職員となつた日の前日においてその職を退いたものとみなし、すでにその職を退いているときは、その退職の日の翌日から引き続き琉球諸島民政府職員として勤続するものとみなす。

2 前項の琉球諸島民政府職員については、第四條から第七條までに規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給、退職手当及び死亡賜金を支給する。

第十一條 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島の地域内にあつた旧裁判所構成法（明治二十三年法律第六号）による区裁判所に置かれていた執達吏が、引き続きこれに相當する琉球諸島民政府職員となつた場合においては、その者を執達吏として勤続する者とみなし、その者について執達吏又は執行吏の恩給に関する法令の規定を適用する。

2 第八條の規定は、前項の執達吏について準用する。

（時効の特例）

第十二條 南西諸島の官公署の職員であつた者について、その職員たる身分に基きこの法律の施行前に生じた恩給を受ける権利その他國又は地方公共団体に對する権利で

金錢の給付を目的とするものの消滅時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年三月一日からこの法律の施行の日の前日までに進行しないものとする。

（給与等の負担）

第十三條 元沖繩県がその俸給を負担していた職員について、昭和二十一年一月二十八日まで給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与及び死亡賜金でこの法律の施行の日までに支払われなかつたもの並びに昭和二十一年一月二十九日以後給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与、退職手当及び死亡賜金は、國庫が負担する。

2 琉球諸島民政府職員について第五條、第七條又は第十條の規定により支給すべき退職手当及び死亡賜金は、國庫が負担する。但し、第十條に規定する場合を除き、昭和二十一年一月二十八日において元沖繩県以外の都道府県がその俸給を支弁していた職員に係るものは、当該都道府県が支弁するものとし、その経費は、國庫又は当該都道府県が、政令で定めるところにより、それぞれその全部又は一部を負担するものとする。

（恩給の裁定及び負担）

第十四條 琉球諸島民政府職員について第四條、第十條又は第十一條の規定により給すべき恩給は、総理府恩給局長が裁定し、國庫が負担する。但し、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じた場合において、元沖繩県以外

の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、國庫が交付するものとする。

（実施規定）

第十五條 この法律に特別の定があるものの外、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行し、第三條から第十條までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

（恩給支払事務の委託）

2 郵政大臣は、当分の間、南西諸島に居住する者に対し給する恩給で國庫の負担に係るものの支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 附則第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 （所得税法の適用についての特例）
所得税法（昭和二十二年法律第

二十七号）の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人で南西諸島に住所又は居所を有するものが、この法律の施行後、この法律の適用により支払を受け、又は國若しくは地方公共団体の職員としてなされた勤務（この法律の施行前に当該職員が退職した場合に限る。）に因り支払を受ける所得税法第九條第一項第五号に規定する給与所得又は同項第六号に規定する退職所得については、これを同法第一條第二項第五号に規定する所得とみなし、当該給与所得又は退職所得のうちこの法律の施行前にその支給期が到来したもののについては、その支給期がこの法律の施行の日に来るものとみなし、所得税法の規定を適用する。

この場合において、同法第十七條及び第四十一條第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十の税率」と読み替へるものとする。

○江口政府委員 ただいま、議題となりました元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び要点を説明申し上げます。

北緯二十九度以南の南西諸島につきましては、昭和二十一年一月二十九日付連合國軍總司令部覚書「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに關する件」によりまして、同日以降わが國は、これらの地域に政治上、行政上の権力を行うことを停止せられましたため、同地域にあつた官公署の職員の身分、恩給、退職手当、死

亡賜金等については、その後措置することができず、今日に至つたことは御承知の通りであります。

ところで、平和条約が成立し、わが国の独立を見ました現在においても、なお、これら元官公署職員の身分、恩給等をこのような状態に放置しておきまことは好ましくないことであるのみならず、現地該当事者及びその遺族の生活困難は見るに忍びないものがありますので、すみやかに、その身分を確定し、支払うべき退職手当、恩給等を支給して本土の公務員並の取扱いをいたしたいと存じ、本法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の概要を説明申し上げます。まず、いわゆる行政分離の覚書の出された日の前日昭和二十一年一月二十八日に南西諸島にあつた官公署の職員で、引き続き琉球諸島民政府職員となつた者及び未帰還の職員以外は、同日をもつて退職したとして取扱ひ、それらの者に対しては、その日までの未払い俸給、俸給その他の諸給与を支給することとしたこととあります。

次に、元南西諸島官公署職員で、引き続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当及び死亡賜金に関する法令の適用上勤続したものとみなし、恩給、退職手当及び死亡賜金を本土の公務員に準じて支給する取扱ひとしたこととあります。

第三に、元南西諸島官公署職員で引き続き、琉球諸島民政府職員となつた者が在職のまま恩給を受け得る道を開いたこととあります。

第四に、元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員となつた後、さらに

本邦の官公署の職員となつた場合には、引き続き本邦の官公署職員として勤続するものとみなし、また未帰還職員については本邦の未帰還官公署職員の例に準じて措置することとしたこととあります。

第五に、元沖繩県の職員について支給すべき恩給及び恩給は、国庫が負担することとし、元沖繩県以外の都道府県の職員で琉球諸島民政府職員となつた者について支給すべき恩給は、その都道府県が支弁し、その経費は国またはその都道府県がそれら分担することとし、また、これらの職員について給すべき恩給は、その都道府県が負担し、その経費は、当分の間、国庫が交付することとしたのであります。

以上が、この法律案の概略であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○稲村委員長 次に補足説明を求めます。石井南方連絡事務局長。

○石井(通)政府委員 たいだいまの提案理由の補足説明をいたします。

北緯二十九度以南の南西諸島の地域は、元沖繩県の全部並びに鹿児島県の元大島郡を含み、平和条約第三条の規定によりアメリカ合衆国が行政、立法及び司法上の権力を行使している地域でありまして、人口は、元沖繩県の地域は約七十四万、鹿児島県元大島郡の地域は約二十一万合計約九十五万であります。御承知のとおり、南西諸島ことに沖繩本島は、戦争の惨禍がまことに甚大で、昭和二十一年三月以降は官公署の機能はまったく混乱状況に陥り、大部分の職員はその後は俸給も支給されておられません。また昭和二十一年一

月二十九日の行政分離に関する連合軍總司令部の覚書が発せられた後においては、官公署職員としての身分についても、恩給、死亡賜金、退職手当等の給与についても何ら措置することができない状態のままになっておりました。が、昨年八月那覇に日本政府南方連絡事務所が設置せられまして以来、元官公署職員に關する実態の調査を行い、またその身分並びにこれらに対する諸給与の支払いに関する措置についても検討いたしまして、今回ここに法律案の御審議をお願いすることにしたのであります。この法律案により元南西諸島官公署職員として措置することを予定いたしておりますものは、関係官庁の出先機関関係の職員及び元沖繩県、鹿児島県元大島支庁関係の職員並びに公立学校の教員等でありまして、沖繩本島が混乱に陥りました直前、昭和二十二年二月末日における在籍人員は、総計一万一千六百九十二名であつたのであります。そのうち、アメリカの同地域占領後官公署等の職員は、「米国軍士官の命令によりその職務に従事すべし」という米国軍政府布告第一号に基きまして、昭和二十一年一月二十九日の行政分離後引き続き米軍管理下の諸機関の職員、すなわちこの法律案にいう琉球諸島民政府の職員として勤務いたした者が、八千三百二十四名、その当時における未帰還者が六百六十一名、行政分離の際他の職業に転業した者等琉球諸島民政府職員とならなかつた者が九百九十五名、昭和二十二年二月末日より行政分離の日までに死亡した者が一千七百七十二名ということになっております。

次に、この法律案につきまして逐条

の御説明をいたします。

第一条は、この法律の目的を規定したものであります。

第二条は、この法律において使用する南西諸島、元南西諸島官公署職員、琉球諸島民政府職員及び本邦官公署職員の用語についてその定義をしたものであります。

第三条は、元南西諸島官公署職員は、この法律で別段の定めがある場合すなわち引き続き琉球諸島民政府職員となつた者や未帰還者等を除き、昭和二十一年一月二十八日に退職したものとし、その身分関係を明らかにした規定であります。

第四条の第一項は、昭和二十一年一月二十八日において施行された恩給法第十九条に規定する公務員または公務員に準ずべき者として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは、その琉球諸島民政府職員を原則として、すべてその恩給法の第二十条に規定する文官または准文官として勤務する者とみなし、ただ例外としてその恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引続きこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合には、これを警察監獄職員として勤務するものとみなして、恩給に関する法令の規定を適用するという規定であります。この恩給に關する法令の規定を適用する場合、琉球諸島民政府職員としての在職につきましては、諸般の事情を考慮し、實在職年に付すべき加算年、勤続在職年については、加給及び納金の規定は適用しないものとしております。

第二項は、前項の規定により琉球諸島民政府職員に普通恩給を給する場合において、昭和二十一年一月二十八日以前の教育職員及び警察監獄職員としての勤続在職年が、それら十七年または十二年を越えるものについて、その当時の恩給法の規定により加給すべきこととなる場合は、その規定により加給を行うという趣旨であります。

第三項は、恩給の基礎俸給は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給を基礎とし、本邦の公務員の恩給増額改訂の例にない増額した額とする規定であります。

第四項は、第一項の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、本邦官公署職員となつた場合、恩給に關する法令の規定を適用する際に必要となる細目の事項を政令で定めることとした規定であります。

第五條の第一項は、元南西諸島官公署職員で、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律が施行された場合、その法律第二條に規定する職員として在職していたこととなるものが、引続き琉球諸島民政府職員となつたときは、その者を同法第二條に規定する職員として在職したものとみなし、国家公務員等に對する退職手当の支給に關する法令の規定による退職手当を、昭和二十一年七月一日以降の給付事由の発生した日から支給するという規定であります。退職手当法第二條の職員とは、国の予算により俸給が支払われる職員をいうのであります。昭和二十一年七月一日は、現在のように使用者に支給義務のある退職手当の制度ができたときでありまして、それ以前は各官庁が予算の範囲内で支給していた恩恵的なもので

あります。

あります。

あります。

あります。

ありましたので、退職手当法の適用があつたものとする場合も、この昭和二十一年七月一日からとしたものであります。なお、昭和二十六年十二月五日に復帰した鹿野島大島郡十島村の場合も、これと同様の取扱をいたしておきますので、その例にならつております。

第二項は、退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額、その者が昭和二十一年一月二十八日に受けていた俸給月額を基礎とし、給与事由の発生した日における本土の公務員の給与水準に切りかえた額とするという規定であります。

第三項は、元沖繩県及び鹿野島島の職員についても、国家公務員に準じて退職手当を支給できることとした規定であります。

第六條第一項は、第四條第一項の規定により恩給に関する法令の適用がある琉球諸島民政府職員が、すでに普通恩給についての最短期限に達し、恩給法上の在職年の通算を辞退したときは、琉球諸島民政府職員として在職のまま、恩給を受け得る途を開いた規定であります。すなわち、昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短期限に達しているときは、同日を退職とみなして恩給を支給し、昭和二十一年一月二十九日以後において最短期限に達したときは、最短期限に達した日を退職とみなして恩給を支給することができることとしたのであります。

第二項は、右の辞退することの申出は、事務処理上、この法律施行後または最短期限に達した日から六箇月以内になければならないこととして

た規定であります。第三項は、第一項の辞退があつたときは退職手当法の関係におきましても、それ／＼恩給法上退職とみなした日に退職したものとみなして、退職手当を同時に支給することとした規定であります。

第七條の第一項は、官吏または待遇官吏であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつた場合には、その在職の間、引き続き官吏または待遇官吏として在職しているものとみなして、死亡賜金に関する法令を適用することとした規定であります。なお、目下提案中の退職手当に関する法律の一部改正案で、昭和二十八年七月三十一日以後は死亡賜金の制度をなくし、退職手当制度一本となることになつておきますので、その後は死亡賜金は支給しないことになつております。第二項は、死亡賜金の計算の基礎となる俸給月額は、退職手当の計算の基礎となる俸給月額と同様に取扱う規定であります。

第八條の第一項は、元南西諸島官公署職員であつた者が、昭和二十一年一月二十九日以後九十日以内に琉球諸島民政府職員となつた場合には恩給及び退職手当に関する法令の適用上、引續いて琉球諸島民政府職員として勤務するものとみなす規定であります。九十日以内というものは、行政分離の日から引續き琉球諸島民政府に勤めることは、住宅その他の事情のため困難な者があつたことや、同年四月二十二日に沖繩民政府の創立があつたこと等、諸般の事情を考慮して、九十日間

の猶予を見まして、その間に同政府に勤めた者は、引續き勤務するものとみなしたのであります。第二項は、元南

西諸島官公署職員が、行政分離の日以後、九十日以内に本邦官公署職員となつた場合におきましても、前項同様引續き勤務したものとみなす規定でありまして、この場合の九十日は本土へ渡航する日時や受入れの手續に要する日時等を考慮したものであります。

第三項は、引續き恩給、または退職手当の法令の適用を受ける琉球諸島民政府職員となつた者が、その後退職して、本法施行前は九十日以内、施行後は三十日以内に、本邦官公署職員となつた場合にも引續いて勤務したものとす規定であります。

第九條の第一項は、未帰還職員については第三條に規定する退職とはいたさない規定でありまして、その身分の措置は第二項以下に規定したてております。第二項は、未帰還者が昭和二十八年七月三十一日までに帰国して、九十日以内に琉球諸島民政府職員または本邦官公署職員となつた場合には、元南西諸島官公署職員で昭和二十一年一月二十九日から引續き琉球諸島民政府職員となつた者または本邦官公署職員となつた者の例にならぬ、その身分を引續かせることとし、また、これらの職員にならなかつた者は、外地未帰還公務員について適用されておる外地官公署所屬職員の身分に関する勅令、すなわち昭和二十一年勅令第二百八十七号と同一趣旨により、帰国の日以後三十日後に退職したものとする規定であります。第三項は、昭和二十八年七月三十一日までに帰国しなかつた未帰還職員のうち、恩給法の適用を受けるものについては、本邦の官公署職員と同様に、現在御審議中の恩給法の一部を

改正する法律案附則第二十七條の規定により退職とみなされる日または死亡した日まで身分を継続させ、恩給法の適用を受けないものについても、これに準じて政令で定める日まで身分を続かせようとするものであります。第四項は、昭和二十八年七月三十一日までに未帰還者である元沖繩県の職員に対する給与については、本邦官公署職員の例、すなわち未帰還職員の給与に関する人事院規則に準じて俸給その他の給与を支給する規定であります。

第十條に規定する疎開学童担当教育関係職員は、昭和二十一年一月二十八日においては南西諸島官公署職員ではなかつたのであります。昭和十九年に沖繩県より疎開学童とともに熊本、宮崎、または大分の三県に転じ、昭和二十一年一月二十九日から同年十二月三十一日まで南西諸島に復帰した教育関係職員についても、本法律案に掲げる元南西諸島官公署職員と同様の取扱いをするにいたす規定であります。

第十一條は、南西諸島地域内の区裁判所に置かれていた執達吏が、これに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合には、執達吏または執行吏の恩給に関する法令を適用する規定であります。

第十二條は、南西諸島の官公署職員の身分に基いて生じた恩給請求権その他国または地方公共団体に対する債権は、昨年までは同地域との通信も行われず、またこの法律が施行されるまでには職員の身分も明らかにされておらず、その権利が時効により消滅しないようにするため、職争により南西諸島官公署の機能が混乱に陥

りました昭和二十年三月一日からこの法律施行の日の前日まではその消滅時効が進行しないこととする規定であります。

第十三條の第一項は、元南西諸島官公署職員について元沖繩県が支給すべき俸給給与等でまだ支払われていないものは、沖繩県にかわり国が負担する規定であります。第二項は、この法律の規定により琉球諸島民政府職員となつた者に支給すべき退職手当及び死亡賜金は、原則として国庫が負担することとしたし、特例として昭和二十一年一月二十八日において、元沖繩県以外の都道府県がその俸給を支弁していた職員については、その都道府県が支弁し、その経費は行政分離前後の在職期間、国庫補助職員についての補助割合等の事情を勘案いたし、国庫及び当該都道府県の負担区分を政令で定め、それ／＼分担することとした規定であります。

第十四條は、琉球諸島民政府職員についての恩給は、原則として逕理府恩給局長がその恩給を裁定し、国庫がこれを負担することとし、ただ特例として昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたした場合において、元沖繩県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、その都道府県が経費を負担すべきであつた元南西諸島官公署職員にかかる恩給は、その都道府県知事が裁定し、その都道府県が負担するものとし、その経費は、政令で定める日以後に支給すべき恩給の分を除き国家が交付することとした規定であります。

第十五條は、本法律案実施に関し必

要な手続等の事項について政令で定めることとした規定であります。

附則一項は、この法律は昭和二十八年八月一日から施行するのでありますが、恩給、退職手当、死亡賜金等の支払いに關しは、昭和二十一年一月二十八日から適用することとした規定であります。

附則二項から四項までの規定は、南西諸島に居住する者に対し給する恩給で、國庫の負担にかかるもの支払いに關する事務の一部を郵政大臣が政令で定める者、たとえば琉球政府の郵政機關に委託して取扱わせ、その者に必要な資金を交付し得ることとした規定であります。

附則五項は、所得税法の施行地外である南西諸島に住所または居所を有する者が、この法律の施行後、この法律の適用によつて支払いを受ける場合、またはこの法律の施行前に國もしくは地方公共団体の職員を退職し、その退職以前になされた勤務により、この法律の施行後に支払いを受ける場合に、その支払いを受ける給所得または退職所得を、所得税法に規定する所得とみなして同法の規定を適用し、一〇%の所得税を課するといふ規定であります。しかししてその税率は、所得税法の施行地外の個人の所得に対する税率二〇%に比し半減した税率としたしておられます。

以上簡単に逐条の御説明をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○稲村委員長 これより質疑を行います。質疑の通告がありません。これを許します。辻政信君。

○辻政信委員 この問題と関連してお

るのであります。最近、台湾の旧軍人で恩給をもらつておつた人たちが、復活してもらいたい、こういう請願が来ておるのであります。文官についても同様であらうと思ひます。私は、戦争には負けましたけれども、信義だけは永久に残しておきたいという見地から、政府とされましては、できるだけそれらの人にも、われわれ日本人同様に取扱ひなさるといふことを希望したいのであります。本席であなただの御回答を得ることは困難かと思ひますから、その点を政府にお伝えになりまして、十分御研究の上で、日本の國際信義を維持するといふ大所高所から、責任のある御回答をこの次にいただきますかと思ひます。

○稲村委員長 他に御質疑はございませんか。

○神近委員 今附則でお読みになつた文書は、われわれに配付していただいておりますか。

○石井(通)政府委員 附則説明は配付してございませぬ。

○神近委員 それでちよつとまごつきましたけれども、第一に伺ひたいのは、今沖繩諸島あるいは大島諸島やなにかは、國税の対象になつてゐるのでございませぬか。どうでございませぬか。

○石井(通)政府委員 所得税に關しましては、いろ／＼複雑でございまして、過去の所得税がその時期々々においてかかることになつております。たとえば、行政分離前のもの、あるいはその後のもの、いろ／＼課税が違つてございまして、本邦の官公署職員として勤務する者につきましては、税金がかかることになつております。ただ沖繩、奄美大島は現在所得税法の施行

地外になつております。従ひまして、本法によります琉球諸島民政職員として勤務した場合におきましては、所得税はかかるまいと思ひます。

○永田(寛)委員 ちよつと関連して、旧大島郡、あの地方に内地の鹿児島などの者が山林等を持つておつた。その所有権は、やはりまだ權利はあると思ひますが、それには課税はどうなつておりますか。ちよつとお伺ひいたします。

○石井(通)政府委員 御回答申し上げますが、現在向うにあります個人の物件につきましては、ほとんど本邦に施行されております各種の税法等と同様な税法が施行されておまして、具体的に御回答をちよつと申し上げかねますが、原則的にすべて向うにある財産には、税金を課せられるということになつております。

○永田(寛)委員 私は、この大島の復歸問題等も非常にやかましくとなえられておる際であります。今、フィリピン辺の戦犯の關係等もたいへん漏りよくなつて、平和的になつて来たといふ際において、沖繩や大島とかいう、こういうところの役人は、今辻さんがおつしやつた台湾とか沖繩とかの軍人の恩給等の關係も恩典に浴せしめられたいといふことで、そういう財源はむろん日本の政府から出すわけでありませぬ。こういう際において、これはたいへんデリケートな問題だけれども、外交問題として、アメリカの方から軍事援助なんかもありますので、巧妙な外交手段によつて、日本と向うとの國民感情の融和をはかるとか、そういう点から、向うからの財政援助の交

渉をつけられるような方便があれば、皆さん方から上司の方に御申達願つて、そういう便法も講じていただきたいといふことをお願い申し上げておきます。

○稲村委員長 他に御質疑がなければ午前中の会議はこの程度にいたし、午後総理のおいでを願つて、恩給法の一部を改正する法律案についての質疑を行いたいと思ひます。

午後二時まで休憩いたします。
午前十一時四十九分休憩

午後三時五十三分開議

○稲村委員長 これより内閣委員会を再開いたします。

恩給法の一部を改正する法律案及び昭和二十七年十月三十一日以前に給する事由の生じた恩給等の年額の改訂に關する法律案を一括議題とし質疑を続けます。高瀬君。

○高瀬委員 実は前会の内閣委員会におきまして、改進黨のいわゆる修正的立場について、各項目別に三權恩給局長に質疑いたしました。今、今回われわれが最も重要に考へておりましたところのその項目について、二、三副総理に政府の所信をただしておきたい、かように考へます。

実はこの恩給法の改正のうち改進黨が最も主張しております点は、恩給権に達するまでの加算を認める、こういうことである。恩給法の改正による加算と、この加算については考慮を払つておらない。従つてわれわれとしてその理由もわからない。但しその加算を認めるという事は、たとえば戦軍に乗つた、あるいは潜水艦に乗つた、飛行機に乗つた、こういう場合

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

○緒方國務大臣 お答えを申し上げます。今回

加算、通算につきましては、今回

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

加算、通算につきましては、今回

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

加算、通算につきましては、今回

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

加算、通算につきましては、今回

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

加算、通算につきましては、今回

は、今まで戦時危険業務に対する加算として一年を四年とするというように点がありますが、この点は一律にわれわれは二年というふうな考へを持つておきます。従つてこの受給額は引續き七年といつておりますが、それは在職年数による、しかも在職年数はこの加算を認めて、受給額は在職年による。在職年はどういうふうにして計算するかといふと、通算してはよい。引續き七年などといふことは、そういうふうにしていたしますと恩給受給資格者がなかなか少くなりませぬので、召集されて二年おつて帰つた、そしてまた召集された、こういうふうな場合には、それを通算して七年になれば恩給の受給資格の対象になる。こういうふうにしてほしい。こういうことで実は三權恩給局長にその事務的所見をただした。ところが、調査が非常にむづかしい、あるいは財政的処置がなからず、適当にできない、もしそういう通算、加算を認めてこの恩給法を改正すると、政府の財政的負担が非常に多くなるといふような事務的答弁を私は伺ひました。しかしながらこれは少くとも、多数の、約二百万に近い恩給を期待してゐる人にとつて大きな問題でありますので、いわゆる事務的答弁だけではな、政府の責任者である副総理から十分誠意ある答弁を伺つておきたい。私どもはこの問題に対して所見を述べることにはできない、こういうふうな次第でありますので、その点について副総理から政府の誠意ある所見をこの際十分拝聴したい、かように思う次第であります。

加算、通算につきましては、今回

財政的な理由もあり、恩給全体についてのつり合いということもありまして、かくなつて来たのでありまして、そういうふうなことからいたしまして、いろいろと一応は入れるようなことを考えたこともあつたのでありますが、遂にこのたびは、この法案からこれは除いたというふうな次第でございます。

○神近委員 その点は、この恩給法が、私どもの考えから見れば、非常に前時代的なものでございます。それで、せめて、これから妻子ができる場合を御考慮いただけるように、なるべくこれに附加ができるように御尽力を願つて、この問題を打ち切ります。

もう一つ、この間これは私がこの席上で申し上げたので、多分恩給局長と廊下で立話を申し上げたと思つて、まだ納得が行かないことがございまして、第一項と第二項、第三項までの開きは、二三%、二五%となつておるのでございますが、第三項から第四項、約八三%開いて来るのであります。それから、第四項から第五項まで七三%開いて参ります。その次はそれほどないのでございますが、これはどういふことによつて、こういう開きをおつくりになつたのか、その項の性格から参りますか、あるいはそのほかの、こういう表が属しておりますが、この赤線のところは現行法でございまして、その理由を申し上げたい。

「委員長退席、上林委員長代理着席」

○三橋(則)政府委員 項症間の差等をどういふふうにするかということにつきましては、実は、本案をつくりまして、

ときも非常に考えました。それから、こういうところをどういふことを申し上げるのなんですか、実は恩給法特例審議会におきまして庶務当局の仕事を仰せつかりまして、審議会の委員の方々の意向を参酌いたしました。この問題を取扱るときもいろいろ考えたのでございます。項症間の差といたしましては、従来の沿革もございまして、大正十二年に恩給法がございまして、その後昭和十三年に改正されておりましたが、その改正されるときに、実はかなり変わりました。私はそのときぐらゐのところ、一応考えたこともあつたのでございます。ところが、何と申しましても、今度のこの法案は、恩給法特例審議会におきましてこの審議の結果を尊重して法案をつくつたわけでございますが、その審議会におきまして、まず第一に遺族と、それから傷病者の中の重傷病者に重きを置いて、それから老齢軍人、それからその他の者を考えるというふうな順序でこの恩給は考えるべきである、こういうことであつたのでございます。そこで、そういうふうな前提に立ちまして、いろいろと考へて来ましたが、この下の方の傷病者、すなわち、第七項以下一時金にすることにいたしました。そこで、それならば今お話のよの、六項から上の方の一項までを従来のような割合でずつと行くといふと、一項の方が割合少くなるのでありまして、そこで、そういうふうな少くしてしまふのか、あるいは重傷病者だけは特に重く取扱ひをするか、また一つの論議の問題になつたのであります。できるだけ重傷病者に対して、手

厚い取扱ひを何とかしてすべきではないか。こういうふうな観点からいたしまして、一重項、特別項症については、もちろんできるだけのことをする、こういうことを考へて参りまして、その三項と四項の間はこれは少し差をつけられるところなんです。顧問医とかいろいろのところに行きますと、必ず差をつけられる、といふのは、片方は、軽症者については一時金の制度をとります。それから重症者といふところ、中程度と、こう考へてみますと、中程度のところに段階をつけざるを得なくなつて来たわけですね。そういうところからいたしまして、今までよりも少しはなはだしい傾斜をつけたような次第でございまして、従いまして従来のように、全体に相当の金があつて傷病者恩給を給せられるといふことと、ございまして、もちろんよかつたのでございまして、予算の制約を受けざるし、また片方においては七項以下は一時金にしなければいけません、こういうふうなことでございまして、たために、そこに段階を設けざるを得なくなつたような次第でございまして。

○神近委員 大体御説明はわかりましたけれども、これは一時これで見送つておいても、将来可能なきにいつたら、これは改善なきつた方がいゝと私は感じます。それから私どもは、もちろん第四款まではごく薄給であつても年金をあげてほしいのでございまして。これはいろいろの方の御意見を聞いてみますと、ごく少額であつても、年金がほしい。これはいろいろ、そういう不幸にあつた方々の心理を救ふもの、よろうでございまして、これを希望として、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○中村(高)委員 今神近さんから触れた問題でありますけれども、項症のベイスについて質問があつたようでありまして、項症のベイスのほかに増加恩給を受ける者では階級別があるのです。これを今度は予算の関係で非常に階級別になるために、下の方の人は援護法に基くものよりはかえつて少くなる状況になるので、この増加恩給の点についてだけは階級制をなくしてもらいたい。どうせ併給される普通恩給の方では努めて階級をなくすることが当然ではないか、こういうことを傷病軍人の方がさつきも来て言われておりましたが、私もさつきも普通恩給で階級別をされて、また今度増加恩給で階級別をされるといふと、階級別が二つも重なるように思われるのであります。その点は、どういふことになるのですか。

○三橋(則)政府委員 傷病者に給せられます恩給も明らかに退職時の条件において私は考へられるべきだと思つております。といふのは、労働基準法におきまして、あるいは厚生年金保険法におきまして、國家公務員災害補償法におきまして、傷病者に給せられるものは常に退職時の条件に於て給せられておるものでございまして。そこで旧軍人及び國家公務員に対して傷病を受けた場合に給せられるこの恩給は、これは普通恩給と増加恩給、こういうふうなわけでおるのでございまして、傷病者恩給というものは、これを一緒に合したものがすなわち傷病恩給であります。その合したものをもつて退職時の条件についてお考

え願いますれば、どういふことになつておるかと思つて、退職時の条件のよかつた者ほど、すなわち俸給の金額の多かつた者ほど割合が悪くなるような措置を講じて来ておるわけでございます。その措置を講ずる方法といたしまして、増加恩給と普通恩給に區別したような形になつて来ておるわけですね。これは私、少しは間違ひがあるかもしれませんが、大體大きな間違ひはないと思つて、古いこととございまして、大正十二年に現行恩給法をつくりました前には、文官につきましても退職時の条件に於ておつたように思つておりました。そうしますと、今のようになつておるわけでございます。そこで軍人の方々につきましては、階級の上になるほど傷病恩給として普通恩給を出した場合ですが、割合が悪くなるような措置を講ずる方法といたしまして、私は、今のような増加恩給の定額制といふものは、できて来たのではなからうか、こういうふうな思つておられます。これをどう解する以外に、この合理性といふものは見出し得ない、こう思つておるものでございまして、従いまして今の新しい立法でありますところの労働基準法とか、そういうふうなことも考へまして、今度の増加恩給の上下の差をできる限り少くしつて、若干の差をつけたいやうな次第でございまして。

○中村(高)委員 増加恩給が一本で給されるのでありますならば、今の局長の言われるように、やはり多少は階級をつけておいてもいいのですけれども、増加恩給のほかに、通恩給がもら

ました。

○中村(高)委員 今神近さんから触れた問題でありますけれども、項症のベイスについて質問があつたようでありまして、項症のベイスのほかに増加恩給を受ける者では階級別があるのです。これを今度は予算の関係で非常に階級別になるために、下の方の人は援護法に基くものよりはかえつて少くなる状況になるので、この増加恩給の点についてだけは階級制をなくしてもらいたい。どうせ併給される普通恩給の方では努めて階級をなくすることが当然ではないか、こういうことを傷病軍人の方がさつきも来て言われておりましたが、私もさつきも普通恩給で階級別をされて、また今度増加恩給で階級別をされるといふと、階級別が二つも重なるように思われるのであります。その点は、どういふことになるのですか。

○三橋(則)政府委員 傷病者に給せられます恩給も明らかに退職時の条件において私は考へられるべきだと思つております。といふのは、労働基準法におきまして、あるいは厚生年金保険法におきまして、國家公務員災害補償法におきまして、傷病者に給せられるものは常に退職時の条件に於て給せられておるものでございまして。そこで旧軍人及び國家公務員に対して傷病を受けた場合に給せられるこの恩給は、これは普通恩給と増加恩給、こういうふうなわけでおるのでございまして、傷病者恩給というものは、これを一緒に合したものがすなわち傷病恩給であります。その合したものをもつて退職時の条件についてお考

え願いますれば、どういふことになつておるかと思つて、退職時の条件のよかつた者ほど、すなわち俸給の金額の多かつた者ほど割合が悪くなるような措置を講じて来ておるわけでございます。その措置を講ずる方法といたしまして、増加恩給と普通恩給に區別したような形になつて来ておるわけですね。これは私、少しは間違ひがあるかもしれませんが、大體大きな間違ひはないと思つて、古いこととございまして、大正十二年に現行恩給法をつくりました前には、文官につきましても退職時の条件に於ておつたように思つておりました。そうしますと、今のようになつておるわけでございます。そこで軍人の方々につきましては、階級の上になるほど傷病恩給として普通恩給を出した場合ですが、割合が悪くなるような措置を講ずる方法といたしまして、私は、今のような増加恩給の定額制といふものは、できて来たのではなからうか、こういうふうな思つておられます。これをどう解する以外に、この合理性といふものは見出し得ない、こう思つておるものでございまして、従いまして今の新しい立法でありますところの労働基準法とか、そういうふうなことも考へまして、今度の増加恩給の上下の差をできる限り少くしつて、若干の差をつけたいやうな次第でございまして。

えるのですから、そうして普通恩給の方にはもう階級別になつておるのですから、せめて増加恩給の方は、大将がけがをして、英卒がけがをして、そのけがに相違があるはずはないのでありませうから、けがの方だけぐらひは同じようにしてあげて、そうして階級は片つ方の普通恩給の方でつけてもらう。私はこの方がぐらつが正しいように思うのですが、どうも普通の方で階級をつけられて、またけがの方でつけられる、こういうふうな下の者はいつまでも階級がつけられると—今局長が言われるのは上を薄くするために階級をつけることを考えたというのですが、それはあなた、りくつになりませぬよ。上の方を薄くするというのであれば、これは階級をなくすれば最も薄くなる。それを階級をつけたという事は、上の方の人を高くするという事である。これはどうもりくつに合わぬと思ひます。これはせめて増加恩給の方だけは階級性をなくすることの方が正しい、こう私は思ひますから、もう一度これはお考えを願ひたいのであります。

それからもう一点、先の一時恩給をもらへる者についてですが、これも財政の關係だといふのですが、引續いて七年おる人には一時恩給をやる、こういうことになると、切れんに二度も三度も召集を受けて七年になつても、これはもらへないわけである。ところが実際の苦痛のことから考えると、二度も三度も呼び出される方がはるかに苦痛であつて、一度行つてそのまゝ引續いて七年いた者よりは、一ぺん帰つて来たと思つたらまたやられたという人の方が實際はかわいそうなんだ。それを何度も引續いて呼ばれた方が悪いのだといふのは、私はどうしてもりくつに合わぬと思ふ。どういふわけで引續いて七年いた人には一時恩給が出て、数回にわたつて七年いた人には恩給をくれぬのか。そういうことは一体どういふ根拠から出るのですか。

○三橋(剛)政府委員 前段の御質問に對してお答えいたしますが、傷病者の恩給を、増加恩給と普通恩給と、両方を合したものととして、お考え願ひたいと思つておる。恩給法の中にも、はつきりと公務のために傷病を受けた者は増加恩給及び普通恩給を給すると書いてある。増加恩給だけが傷病者の恩給であるとお考えになるところに錯覚があるわけである。私はそう思つておる。この恩給法にもはつきり書いてあります。そこで増加恩給と普通恩給とをひきくつるめしたものととしてお考え願ひますれば、退職時の条件に應じまして、一定の率をかけて金額を出しました場合に、退職時の俸給の多い者ほど率が悪くなつて行くわけでございます。増加恩給と普通恩給とにわけまして、そうして増加恩給の方を見ますれば、上の方になるほど金額が少くなるように押えられて來ておる。それが、切れんに引續いて行つた者との間にたいへん不公平な取扱ひをしておるのではないかと、こういうお話でございますが、その点につきましても、私はほんとうにでき得るならば、今の委員の仰せられますようにしたいと思つておるところでございます。ところでそれに対して私たちが二点において考へておるのです。一つはこの今度の恩給の措置

は、先ほども申し上げますがごとくに、遺族と傷病者、それから軍隊勤務のために老齢になられた方々をまず第一に考へて、それからそのほかの方に及ぼすということにするよりほかに、この限られた予算の範囲内において恩給を給する措置は、なか／＼困難でございます。そうしますと短い軍隊の在職年によつて恩給を給するならば、やうな措置も考へ直して來なければならぬ、こういうことになつて來るわけでありませぬ。そこで引續き七年ということに切つておるわけです。それから短い戦年の方にもやればいいのであります。きましては、國家財政その他に非常に大きな困難を來しますから……。それから切れんに在職につきましても、この間も私いろいろと御説明申し上げましたがごとくに、實際にこれをやるといたした場合には、公平均等な給与といたした場合におきまして、公平なる給与が可能かどうか、こう考へました場合においては、公平なる給与といふことはなか／＼困難ではないかと、こういうようなことをまた考へたわけでありませぬ。今のお尋ねは、切れから引續き七年の場合と、それと理論的な差をどうしてつけたかといふようなお尋ねだつておると思ひます。これは今のお話の中に引續き七年行つた方の方が苦痛が少い、こういうような御意見もあつたと思ひます。しかしながら一面におきましては、七年も引續いてしやばから離れていたら、それこそつづぶしのきかないやうな人になつてしまふのじやなからうか。それによつての連絡をつけた方が、かえ

つてしやばでつづぶしのきかないこともないではなからうか、こういう点から考へたわけでありませぬ。

○中村(高)委員 ともでもない今の局長の答へでありませぬが、二度も三度も召集をされた人、お前は途中で恩を抜いたのだから、七年だけども引續いていた者と區別されてもがまんしろといふやうなことを言うのは、これはともりくつに合わぬです。それは七年以上の者には一時金をやるというのに、召集された回数が多くて途中うちに帰れた者はまがまんしろといふやうなことは、そんなりくつに合わぬ話はない。同じ七年ならば、七年ちやんと行つて参りましたと証明書類が出たならば、かりに三回でも四回でも召集された者でも、これは私は一時金を出すべきであつたか、当然であると思ふ。それを政府は、おそらく何回も出た人の調査がめんどうだといふ、先ほど來たさんや堤さんの言われるやうに、役人としてはそんな二度も三度も行つたり來たりした者なんぞ調べ出したらとても際限がない、まあ引續き行つた程度の打切らないとやり切れぬといふやうな、これはまつたく事務上の、いかにも日本の官僚主義的な冷たい一片の事務的觀念から來たものであつて、公平性といふやうな見地からは少しも理解されてない。私は局長の説明はもう幼稚園の生徒に向つたつて、これはだめだとはねられると思ふ。この点をひとつよくお考えを願ひたいのであります。

それからもう一つは、さつきの傷病増加恩給と普通恩給とが初めから加算を二つが並用されるから、階級を二つ重ねることとはよくない、一つならい

中村委員の仰せられるような、すなわち増加恩給一本とすることも、私は一つの意見だと思っておりますが、それかといつて、今の政府の考えておられる案そのものが根拠から理由がないものである、こういうことになるかと申しますと、私も必ずしもそうではない、こういうような気がいたしておるところでございます。

○中村(高)委員 私今度の恩給法の条文を見ませんが、やはり七年以上引続きという字が入っておりますか。そういふ人は、今局長の言葉を聞く、大東亜戦争以後であるから大して数はないだろう、こうおつしやいましてね。そうするとその引続きという字を削除しても、予算関係におきましては大した違いはないと思ひますけれども、いかがですか。

○三橋(則)政府委員 引続きの文字を入れない場合におきましては、あるいは満洲事変とか、あるいは何々事変とか、ずつと昔にさかのぼりまして七年の通算をしなければいけないことになるわけでありませぬ。あるいは上海事変とか何々事変とかずつと昔に出征された方、それから勤務召集、演習でちよつと二箇月行かれた三箇月行かれたというのを全部入れなければいけない、こういうことになるのでございます。従ひまして予算的にも相当の問題が起つて来るのではないかと、私はこういうふうな気がいたしておるのでございませぬ。

○中村(高)委員 もう一つ、今度のには年限の加算がこれからつかなくなるのでありますが、今まで実際の年限はわずかであつたけれども、加算のために恩給をもつておつたという既得権

者に対しては、これは別に影響がないといふことによりでありませぬが、さう解釈してよろしゅうございませぬか。

○三橋(則)政府委員 旧軍人の方につきましては、普通恩給の年限に達してきましては、普通恩給の年限に達してない方につきましては、その不足する分だけ減額するようになつておりませぬ。今のお話を見ますと、かつて加算をつけて恩給を給された方については昔のままと同じように考えてよいか、こういふお尋ねだつたと思ひます。それにつきましてはもう少し詳しく言いますと、二つの点についてお考え願つておかなければならぬ点がございませぬ。その一つは、実際の在職年限で恩給の金額を計算する建前をとつておられます。従ひまして実際の在職年をもつて計算しました場合に、普通恩給の年限に達しない場合が出て来るわけでありませぬ。そういう場合におきましては、若干の金額を減額するような措置を講じておられます。

○中村(高)委員 そうすると、今まで加算をもつて恩給をもつておつた人は実際の年数が少ない場合には、多少引かれるかもしれないけれども、実際戦十二年に達したくても、今度はそれは取消されるということはないわけですね。そうすると支那事変などで早く帰つて来て、加算をもつて恩給をもつたといふ人は相当恩給をもらへるが、あとの人との間のアンバランスはやむを得ないという建前で今度を出発しているのですか。それはどうですか。

○三橋(則)政府委員 軍人恩給を廃止されました際に、すでに恩給を給されました、具体的に恩給権を取得して、恩給を給されて恩給をもつて生活の資に充てられて来たいた方々につきまし

ては、恩給を給するような建前をとつておられることは、今中村委員の仰せられる通りでございます。その後の方につきましても、もちろん何ともしたいといふことでも考えて来たところではございませぬけれども、いろ／＼な点からしてどうしても差別の線を引きざるを得なくなつて来まして、そこで線を引くといつたしましたら、今のようになつて引くのが一番合理的なところじやなからうかといふことで、実は引いたのでございませぬ。

○高瀬委員 ただいまの中村委員の問題と関連いたしまして、先ほどこの通算、加算の問題について緒方副総理から大あらましの答弁がありました。ところで私は事務的に三橋恩給局長に伺いたいのですが、この加算の問題であるいは通算の問題について財政的な処置、今四百五十億しかないのですから、そのわく内ですむとしますと、この問題を取上げてはなから解決不可能であるといふことは、私ども常識的に考えられる。しかしながら将来の問題として、事務的に、この材料がない、だからこの処置はなから急遽にできない、あるいは正確にはできない、こういうお話がありました。それが、どういふお話がありませぬか、それもおそらくあるものもあり、ないものもあるといふので一応了とします。それは一体事務当局といたしまして、これらの問題について今後事務的にいかに対処して行くのか、あるいはこの前永田委員も言われましたが、各役場へ行けば、兵籍簿も何もみんなそろつて

いる。ですから恩給局としては、恩給支給の対象になるこれらの詳細な材料の収集あるいは整備、こういうことについて今後、どういふふうに行か

れるつもりであるか、この法案がこのまま加算、通算について政府の言ひがごとく通つてしまえば、事務的処理は全然やらないか、今後少しも恩給局は事務を整理して、事務的にこの問題について突き進んで、恩給をもらへる期待権者に満足を与えるように事務的処理を行つて行くのかどうか、これはどうしても恩給局長から私は聞きたい。緒方副総理に何を聞いたつてあの程度しか言えないのですから、これはぜひ三橋さんに聞いておかぬと私は満足できない。今後これを捨ててしまふ、この法案が通れば通算、加算の問題はこれでいいのだ、恩給局としてはこれで法案が通つたから解決したのでとお考えになるのか、それとも一人でも多く、国家財政が許すならば、そのときにはこの人たちを救済しようといふことで、こゝに書類あるいは統計あるいはいろ／＼な材料の整備に当られるつもりかどうか、これだけは伺つておきたい。それと同じで先ほど神近さんの言われた第三項症と第四項症の給付の非常な開きなどもこれは一に国家財政にかかるとすから、今回で済ませなければ来々々々政治力で解決するほかない、こういうふうにご考へておられますが、特にその点をひとつ

○三橋(則)政府委員 第一の点でございませぬが、これはこの間永田委員もおつしやいましたように、役場の兵籍簿といひますが、それも承知しておるのでございませぬが、いろ／＼所によつて違つておられますが、私の承知しておるところでは、兵籍簿は、召集を受けたときのことにはつきりわかるように書いたものがございませぬ。召集のとき

のことはつきり書いてありませぬ、帰つたときのことにはつきりしない点がないではない。というのは召集令状は役場を通すからつきりわかるのであらうと思ひます。役場の書類といふことは、実は私も考えました。しかし役場の書類だけでもつてこの加算に關することを片づけるといふことは不可能です。役場でそれまではつきりとしたものを押えるといふことは困難であります。それから一般的にこの軍人の履歴簿を整備するといふことにつきましては、私もでき得る限り努力をいたしまして、今後續けて行きたいと思つておられます。これは私も事務当局といたしましては、いろ／＼な場合に処するような準備を次々とやつて行くべきだと思つておられます。その一つといつたしまして、今高瀬委員の仰せられましたようなことは、今後續けて行くようにならうに關係者と協議を進めて行きたい、こう思つておるところでございませぬ。

それからその次の傷病者の問題でございませぬが、この点につきましては、私はまづたく高瀬委員と同じような心持でおるところでございませぬが、それならいつからこれを実行するかいとこととでございませぬ。これは今ちよつと私申し上げかねるところでございませぬが、これは急を要するところから先にできるだけの措置をしたといふこととで、御不満ではございませぬが今度御了解を願つておきたいと思つてございませぬ。

○上林委員代理 他に御質疑がなければ、本日はこの程度といたし、次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。午後五時十三分散会

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局